

## くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.14

## 「離婚問題」



田中善助弁護士

「日々の生活の中で虹色の夢も色あせて…。」

安穏な結婚生活を願つていても、生活していく

課程には苦しいこともあります。力を合わ

せて乗り切つて進むことも、一旦立ち止まつて

見直してみることも大切です。それでも「離婚

を」と考えた時には、感情に任せず、十分な話

し合ひを持ち、効力ある取り決めを結ぶことが重要となります。

今号は、当相談ダイヤル相談員（長野県弁護士会所属）の田中善助弁護士の相談事例

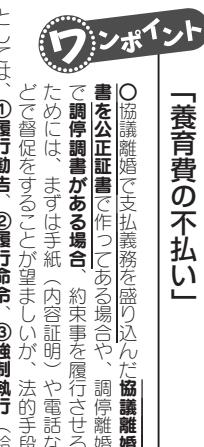
から、離婚をめぐる様々な問題についてご紹介します。



### 「離婚に伴う時効」

○離婚届 後々、もめないためには、離婚届を出す前に、財産分与・慰謝料・子供の養育費・面接交渉などを取り決めておく。○合意内容は公正証書にし、「執行承諾文書（万一行します）」を入れておく。金額については裁判所の判決と同じ効力を持つ。

○時効 権利があるのに関わらずその権利を主張しないと、一定期間が過ぎるとその権利が消滅する。離婚成立の時から、財産分与請求権は3年で権利消滅するので注意を。



### 「養育費の不払い」

○協議離婚で支払義務を盛り込んだ協議離婚書を公正証書で作つてある場合や、調停離婚で調停調書がある場合、約束事を履行させるためには、まずは手紙（内容証明）や電話などで督促することが望ましいが、法的手段としては、①履行勧告②履行命令③強制執行（裁判所の定期的な差押さえ（税金・社会保険料控除等の給与等の額の2分の1まで。但し33万円未満）がある。協議離婚の場合でも「公正証書」で作成しておることがポイント）。

相手方に対し、収入等を聞き、妥当と思われる額を請求する。相手方が拒否したら家裁に婚姻費用分担の調停、審判の申立をすること。

なお、子供も生まれ別の家庭を持つてしまつた夫を待ち続けても戻つてくる可能性は少ないようと思える。先の長い人生なら離婚して新たな生活を始めることも一つの選択ではないか。

以上のことを考えると、離婚に準じて考えることが必要。相場としては300～500万円の請求を受けても過大請求とはいえない。彼女の主張にもよるが200万円位か。

**【事例①】  
『離婚に応じてくれない外国籍の夫』**

夫はイギリス籍である。離婚したいが、離婚に応じてくれない。どうしたら良いか。

夫に金を貸してあるが、そのことを書面に書いた方が良いか。

### 【回答】

日本人で、且つ日本に常居所（生活の本拠地）を有する場合、離婚は日本法による（法の適用に関する通則法第27条）。

従つて、日本民法により、相手方が協議離婚に応じない場合は、家裁に調停の申立を行い、調停が成立しない場合は家裁に離婚の訴を提起する（審判離婚・裁判離婚）。

貸借を書面化することは、合意が成立したことを示し、その内容を明確にすることであり、望ましい。

しかし、その書面では強制執行することはできず、裁判をすることになる。

### 【ワンポイント】 「国際離婚」

○日本の場合、離婚の約90%が協議離婚。しかし、協議離婚を認めてない国や、裁判によつて離婚できない国、また離婚 자체を認めないと離婚がある。また、子供の国籍問題に絡んだ難しい問題も発生する。

国際結婚をする時、結婚に伴う手続きを調べるのと同時に、離婚に伴う双方の国の手続きについて知識を持つている限り。

### 【事例②】 『別居中の夫からの仕送りが途絶えて』

夫の女性関係が原因で別居し、8歳と6歳の子供と三人暮らす。

今まで生活費を貢っていたが、夫は会社を辞めてしまい、アルバイトをしている。夫との女性に子供も生まれた様子である。

### 【回答】

現状の彼女との関係は内縁関係といえます。これを正当な理由なく破棄した場合、慰謝料を支払う責任を生じる。本件の場合、正当な理由は無いといえる。

夫には婚姻費用分担の義務（生活保持義務）がある。そのため、夫の生活水準と同程度の生活を維持するに必要な額を請求できる。

**【事例③】  
『子供が心配で復縁したいが、慰謝料は?』**

好きな女性ができた妻とは1年前に離婚し、その女性と同棲している。

子供（3人）には九州に単身赴任になつた話をしているが、子供のことが心配で、同棲中の女性との関係を清算して元に戻りたい。

彼女に対する慰謝料はどの位か。

離婚に伴う様々な手続きは自分でもできますが、弁護士に依頼する場合は、信頼できる友人・知人や、弁護士会に紹介を受けましよう。ホームページや電話帳を参考に直接弁護士に電話する場合は、その相談結果により信頼できるか否かを見極め、依頼するのが良いでしょう。

困ったときは、くらし・なんでも相談「ぼっとダイヤル」をご利用下さい。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

